

長崎労働局長（当局）は、令和3年7月30日（金）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件に係る交渉を行った。
交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
すべての職場で効果的な感染防止措置を速やかに講じること。
特に、執務スペースの確保や換気状況、行政利用者同士の間隔保持など、庁舎整備にも十分配慮すること。
- 2 労働行政体制の拡充について
「働き方改革」への対応、各種助成金業務、解雇相談、労災請求などの新型コロナウイルス感染防止対策等様々な施策を担う第一線の労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め、労働行政職員を増員するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。
- 3 非常勤職員の労働条件改善について
非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定と均等待遇などの法制度・諸規定を整備していただきたい。
また、専門的知識を有した期間業務職員については、年数、契約更新回数などによる「公募規定」を見直され、勤務の実績による能力の実証により再採用されるよう、関係機関へ働きかけていただきたい。
- 4 職員の昇格の改善について
職員のモチベーション維持にも大きく影響する昇格について、級別標準職務表の抜本的改正、職務評価の引上げとなるよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について

未だ新型コロナウイルス感染症の終息は見え、増大する労働行政への需要に対して的確な対応を求められている中、引き続き、職員の感染防止対策の徹底を図ってまいりたい。

また、「3密」を生じさせない等現場の実情に見合った執務スペースの確保等庁舎整備も含め、職場での感染防止対策に係る予算措置等について、関係機関に対して要望してまいりたい。

2 労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減の影響を受け非常に厳しい定員事情の中、「働き方改革」への対応、新型コロナウイルス感染防止対策等ますます労働行政に対する需要が増えており、職員が安全で健康的に働くことができるよう定員の増員について、関係機関に対し強く要望してまいりたい。

3 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政に対する国民の期待が高まる中で、非常勤職員なくしては、行政体制を維持できないところであり、業務内容に見合った賃金、諸手当、休暇制度等、更なる労働条件の改善について、関係機関に対して要望してまいりたい。

特に、専門的知識を有した期間業務職員については、「公募規程」を見直していただくよう関係機関に対して強く要望してまいりたい。

4 職員の昇格の改善について

職員のモチベーション維持にも大きく影響する昇格について、級別標準職務表を抜本的に改正し、職務評価を引き上げるよう関係機関に対して要望してまいりたい。